

私たち消費者の強い味方 横浜市消費生活総合センター

上大岡駅直結の横浜市消費生活総合センターは
消費者トラブルを相談できる、港南区民に身近な存在です!

専門知識や最新の被害情報などを駆使して、解決のアドバイス、
書類作成等の手続きのお手伝いをしています。



契約後のご相談が多いですが、契約前に悩んだときにも相談できます。

(内容により他機関窓口を紹介します。)

一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

一番大切なことは…

●すぐに契約をしないこと。

大きな金額の契約を誰にも相談しないで行うのは危険です。
複数の業者から見積もりをもらったり、家族や友人など
信頼できる人に相談しましょう。



●「クーリング・オフ」制度を正しく理解すること。

「クーリング・オフ」は法律で定められた制度で、解除の対象となる契約や
行使できる期間に制限があります。



消費生活相談専用

●電話 **045-845-6666**

●時間 平日:午前9時～午後6時
土・日曜:午前9時～午後4時45分
※祝日・休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階

●編集・発行 港南区消費生活推進員の会
●事務局 港南区役所地域振興課 ☎045-847-8392 Fax045-842-8193
〒233-0003 港南区港南4-2-10



港南区 消費生活推進員だよ!

第48号 令和4年3月発行

わたしたち消費生活推進員は、横浜市から委嘱を受けて、
「悪質商法」などの被害防止に向けた取り組みや、高齢者の見守り活動を行っています。

1 ほんまに? 少し家も古くなってきたから頼んでみようかな

2 火災保険を使って自己負担なく屋根を修理できますよ

3 ちよっとだけども保険でお金かからないからいいか

4 おりなかった! 保険がおりなかった! 高額な保険申請代行料がかかった!

5 こんな時は身近の頼りになる人に相談しよう!

家族、友人
消費生活推進員
消費生活総合センター

家族や友人に相談しづらい場合など、我々消費生活推進員がいます。

港南区で流行っている!!
気を付けたい悪質商法

安全で快適な消費生活のため、気軽にご相談ください!

港南区消費生活推進員の会 代表 石川 彰子

昨年度同様、今年度も新型コロナウイルスの影響で、啓発活動などに制限がありましたが、消費生活推進員みなさんの創意工夫で様々な情報を発信しました。

また、横浜市消費生活総合センターや警察、ケアプラサ、他の委嘱委員などとの連携を強化して、今後も安全で快適な消費生活の推進に取り組んでまいります。

消費生活に関するトラブルがあったら、一人で悩まずに相談することが大切です。

わたしたち消費生活推進員に気軽にご相談ください!



消費生活推進員の活動を紹介します

自治会館、駅前、ケアプラザや地区センターで様々な啓発活動を実施しました。
また、オリジナルの消費生活推進員だよりを地域にお配りしました。



★こうなん子どもゆめワールドにて
フリーマーケットなどの
ブースを出店

こんな活動も
行っています。



★食の安全・安心について学び、
情報を発信 ~工場見学~

